

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国立大学法人京都大学の組織 第1節 総長、理事、運営方針会議等（第2条—第6条） 第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条） 第3節 委員会（第10条） 第4節 職員（第11条） 第3章 京都大学の組織 第1節 職員等（第12条—第14条） 第2節 大学院（第15条—第24条） 第3節 学部（第25条—第29条） 第4節 附置研究所（第30条—第38条） 第5節 附属図書館（第39条—第41条） 第6節 医学部附属病院（第42条—第44条） 第7節 全国共同利用施設（第45条） 第8節 学内共同教育研究施設（第46条） 第8節の2 犬山キャンパス運営協議会（第46条の2） 第8節の3 事業推進組織（第46条の3） 第9節 教育院等（第47条—第49条） 第10節 高等研究院（第50条） 第11節 その他の学内組織（第51条） 第12節 学系、学域及び全学教員部（第52条—第55条） 第4章 事務組織（第56条） 附則 （中 略） （プロボスト） 第3条の2 総長が指名する理事は、<u>法人及び京都大学の将来構想、組織改革等に関する包括的又は組織横断的課題について、戦略を立案するとともに、策定された戦略の推進に向け、調整を図るものとする。</u> 2 前項の理事をプロボストと<u>称する。</u> 3 <u>プロボストに関し必要な事項は、総長が定める。</u> （中 略）	目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国立大学法人京都大学の組織 第1節 総長、理事、運営方針会議等（第2条—第6条） 第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条） 第3節 委員会（第10条） 第4節 職員（第11条） 第3章 京都大学の組織 第1節 職員等（第12条—第14条） 第2節 大学院（第15条—第24条） 第3節 学部（第25条—第29条） 第4節 附置研究所（第30条—第38条） 第5節 附属図書館（第39条—第41条） 第6節 医学部附属病院（第42条—第44条） 第7節 全国共同利用施設（第45条） 第8節 学内共同教育研究施設（第46条） 第8節の2 犬山キャンパス運営協議会（第46条の2） 第8節の3 事業推進組織（第46条の3） 第9節 教育院等（第47条—第49条） 第10節 高等研究院（第50条） 第11節 その他の学内組織（第51条） 第12節 学系、学域及び全学教員部（第52条—第55条） 第4章 事務組織（第56条） <u>第5章 監査室（第57条）</u> 附則 （プロボスト） 第3条の2 総長が指名する理事は、<u>教育研究に関する業務を掌理し、研究力強化及び教育改革を実行する。</u> 2 前項の理事をプロボストと<u>する。</u> <u>（CF0）</u> 第3条の2の2 総長が指名する理事は、<u>経営戦略に関する業務を掌理し、事業・財務戦略を実行する。</u> 2 <u>前項の理事をCF0とする。</u> <u>第5章 監査室</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(監査室)</u> <u>第 5 7 条 京都大学に、法人における業務及び会計に関する内部監査を実効的に行うため、監査室を置く。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。</u> 附 則（令和 7 年達示第 4 9 号） この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 及び第 3 条の 2 の 2 の改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。